

「中央環境審議会地球環境部会 中間取りまとめへの意見」

氏名(会社名/部署名): 早川光俊(特定非営利活動法人 地球環境と大気汚染を考える全国市民会議(CASA) 専務理事)

年齢: 54

性別: 男

職業: 弁護士

宛先: 中央環境審議会地球環境部会 事務局 環境省地球環境局地球温暖化対策課)

住所: 540-0026 大阪府中央区内本町 2-1-19 内本町松屋ビル 10-470 号室

TEL:06-6910-6301

FAX:06-6910-6302

意見

- ・ 地球温暖化対策に関する基本認識と日本の取組 (p.3-8)
 - ・ 「現在の排出量から大幅に削減しなければならない」「早期に大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を達成する必要がある」という基本的認識には大いに賛同できる。
 - ・ その上で、長期的な目標を定量的に示して大綱の目標、施策を検討していくべきである。例えば、英国は IPCC 報告を受けて 2050 年までに CO2 排出を 60%削減するという長期的な目標を提示しており、我が国もこれを参考にすべきである。
-
- ・ 大綱の評価
1. 現在の温室効果ガスの排出量の状況
(2)(エネルギー効率の国別比較の検討)(p.11)
 - ・ 「我が国は、全体として高いエネルギー効率を達成していることは事実」と書かれているが、図 5 と 6 によれば、産業部門はアメリカ、ドイツ、イギリスと比較しても効率的とは言えない。したがって、「我が国の産業部門のエネルギー効率は先進国の中でも悪い」という文言を加えるべきである。
 2. 大綱の対策・施策の進捗状況の評価
(1) エネルギー起源 CO2 の排出削減対策
 - 2) 産業部門 (p.18)
 - ・ 「経団連自主行動計画については一定の成果をあげていると評価できる」と書かれているが、不況により鉄鋼やセメントなどの生産が大幅に減少したことがエネルギー消費量を減少させたと考えるべきである。もし省エネ対策の効果があると主張するならば、その明確な根拠を示すべきである。したがって、この文言は根拠の乏しい評価であり、削除すべきである。
 - 3) 運輸部門 (p.18-20)
 - ・ 最大の排出源である自動車関連が大幅な増加になっていること、17%増加目標ですら達成が困難であることを明記すべきである。

- ・ 自動車関連の排出が増加している要因は、自動車走行量が増加を続けていること、乗用車のうち大型車の割合がバブル期に増加したまま高止まりしていること、自動車の輸送分担率が増加を続けていることである。これらについても、ここで言及すべきである。

4) 業務その他部門 (p.20)

- ・ 業務部門については、様々な業種が混在しており、排出実態がほとんど把握されていないというデータの不備を明示すべきである。
- ・ なぜ、大幅に増加しているのか原因が書かれていない。例えば、小口業務は、建物や機器のエネルギー効率が悪ければそれに規定されることが排出増加の原因と考えられる。また、政策の不備についても分析すべきである。

5) 家庭部門 (p.20-21)

- ・ 家庭部門の大幅な増加は国民の消費者責任よりも、機器類や住宅などの性能による生産者責任が強いことを明確に記述すべきである。また、企業活動が生み出す大量生産・消費社会構造にも原因があることを明確に記述すべきである。

(3) 革新的な環境・エネルギー技術の研究開発の強化、国民各界各層による更なる地球温暖化防止活動の推進

(国民各界各層による更なる地球温暖化防止活動の推進)(p.22)

- ・ 技術には有益な側面と悪影響をもたらす側面があることを認識する必要がある。とりわけ、革新的技術のような実用化されていない技術には悪影響がほとんど把握されていない場合が多く、安易にこれらを温暖化対策と位置づけるべきではない。技術開発を進めるならば、必ず技術アセスメントの実施を法的に義務づけるべきである。
- ・ とくに、二酸化炭素固定化技術については、生態系への悪影響や排出削減効果が不確実であることなどから技術開発に取り組むことをやめるべきである。

(4) 代替フロン等3ガスの排出抑制対策 (p.23)

- ・ この対策に対する評価が過大であると考えられる。そもそも2%増加という目標が甘かったと総括すべきであり、大幅な削減見通しが想定されるならば、排出抑制から排出削減目標に変更すべきである。

(5) 吸収源対策 (p.24)

- ・ 獲得吸収量の算定根拠をより詳細に明示すべきである。また、都道府県別の吸収量の推移や見込みを示すべきである。

(7) まとめ (p.25)

- ・ 現行の大綱の対策・施策の不十分さを明確に認めるならば、抜本的な対策強化を求めることは当然である。そして、自主計画や意識啓発は担保措置とならないこと、対策強化では政策が制度的に担保されているのかが重要であることを明確に述べるべきで

ある。

3. 2010年における温室効果ガスの排出量の見通しと不足削減量

(4) 2010年において不足する削減量 (p.30)

- ・ 京都議定書は、先進国の温暖化責任が問われていることから、あくまでも国内対策の強化が求められることを明示すべきである。また、6%削減達成に向けて吸収源や京都メカニズムの活用へ安易に依存すべきではない。

・ 大綱の見直し

1. 大綱の見直しに当たっての視点

3) 評価・見直しの透明性の確保 (p.32)

- ・ 施策の効果を確実にするためには、Check と Action に市民や環境 NGO が関与できる仕組みをつくるべきである。また、そのためにはデータの根拠を含めた詳細な情報公開が不可欠である。
- ・ 対策の効果は算定根拠を示す必要がある。
- ・ 対策の達成を政策で担保できることが重要であり、意識啓発は達成が不確実であることから算定から削除すべきである。

4) 6%目標の達成の現実性の向上 (p.32)

- ・ 削減効果が確実な対策・施策による削減量のみを計上することに賛成である。

(3) 中長期的な観点からの温暖化対策技術の普及

(脱温暖化社会の形成に向けた取組)(p.36)

- ・ 政府が提示する社会は都会のみであり、農村地域や中山間地域、地方都市でのモデルを示すべきである。

(脱温暖化社会を形成する技術の4つの柱)(p.36-37)

- ・ 近年、美浜原発の事故や東海村の事故など人為的なミスで大惨事を引き起こしており、原発の安全性はもはや非現実であることを直視すべきである。したがって、「発電に伴い二酸化炭素を排出しない原子力発電は、安全性の確保を大前提として、これまで同様、脱温暖化の観点から重要な柱の一つである」という文言は削除すべきである。
- ・ 二酸化炭素固定化技術については、漏洩などによる生態系への悪影響や排出削減効果が不確実であり、これらの重要な問題点が科学的に安全であると証明されるまで技術開発に取り組むべきではない。さらに削減効果と費用対効果という視点も重要である。
- ・ クリーンコールテクノロジーも石炭利用に変わりえず、温暖化対策とはなりえないことから技術開発に取り組むべきではない。

2. 大綱の目標

(3) 社会経済活動量の変化と温室効果ガス目標の設定 (p.44)

- ・ 現行のCO₂排出「2%削減」という目標は、排出量が圧倒的に多いことからこれを緩

めるべきではない。

- ・ 代替フロン対策を「賞賛に値する」と評価するのは行き過ぎであり、この文言を削除すべきである。これまで排出削減を達成できたのは初期対策の効果であり、今後抜本的な脱フロン対策が必要となることを認識すべきである。

3. 各区分や部門にまたがる横断的対策・施策

(2) データの整備をはじめとする制度と透明性の高い評価・見直しの仕組みの整備 (p.45)

- ・ 環境情報は、環境問題という社会性・公共性という観点から原則全て公開すべきである。

(4) 事業者からの温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度 (p.47-49)

- ・ 事業者は最大の排出責任を負うことから排出実態を明らかにすることは当然である。現行の環境報告書は実態を明らかにするという性質ではなく、企業のイメージ冊子というものが少なくない。詳細なデータとその算定方法や原データなどを全て開示し、第三者が客観的に追試できるデータベースを構築すべきである。
- ・ そのためには、個別企業や事業所の排出量などの情報を公開する義務付けが不可欠である。
- ・ 国も地方自治体も温室効果ガスの算定・報告に関する情報を共有すべきであり、どちらか一方が占有すべきではない。
- ・ 企業秘密は例外措置とすべきである。日本の情報公開請求制度を見ると、あらゆる情報が企業秘密と称して黒塗りで情報が非公開とされるケースが極めて多い。欧米諸国では、環境に関する情報は地域住民の知る権利や市場取引の前提条件と位置づけられており、これを非公開とするマイナス面の影響が計り知れなく大きいことを認識すべきである。

(5) 自主行動計画の充実と透明性の確保 (p.49-51)

- ・ 日本経団連の環境自主行動計画は、産業界の一方的宣言であり、実効性が弱い政策と言わざるを得ない。「一定の成果を挙げている」という評価は、根拠が乏しく不適當である。
- ・ 欧州では、環境協定として政府と産業界が協定を結び、炭素税や補助金など複数の政策をリンクさせたポリシーミックスが実施されている。それに対して、経団連の自主行動計画は、他の政策とは全くリンクせず、履行確保措置もないことから政策としての実効性が期待できないのは当然である。したがって、「自主行動計画について政府との間で協定を結ぶことについて検討されるべきである」(p.50)という指摘は大いに賛同できる。ただし、経団連計画の数値目標はかなり低いレベルで設定されているため、目標を大幅に強化する必要がある。

(7) 温暖化対策税制 (p.53-54)

- ・ 温暖化対策税制は、部門横断的な政策として新規に導入が期待される政策の一つである。しかし、現行のエネルギー税制の歪みを放置したままでは、新しい税を導入して

もその効果が軽減されると懸念される。したがって、まず原発や石炭火力発電への抛
出をやめ、道路特定財源を廃止するなどの税の歪みを是正することが求められる。そ
の上で、温暖化対策税の導入が検討されるべきである。

4．個別ガス別の対策・施策の強化

1) エネルギー供給サイドの対策・施策の強化

(エネルギー供給サイドの対策の重要性)(p.56)

- ・ 美浜原発の事故や東海村の事故など人為的なミスで大惨事を引き起こしており、原発の安全性はもはや非現実であることを直視すべきである。したがって、「原子力発電については、安全性の確保を大前提に、我が国の基幹電源として引き続き位置づけられるものであり、地球温暖化対策上も二酸化炭素排出量の少ないエネルギー源として、その活用を推進していく必要がある」という文言は削除すべきである。

(再生可能エネルギー、余剰エネルギー利用の一層の拡大)(p.56-58)

- ・ 我が国は再生可能エネルギーの普及が大きく遅れており、導入目標も相当低いと言わざるを得ない。
- ・ 我が国の廃棄物発電は、プラスチックなどの人工物が大量に燃焼されるものであり、世界で定義されている「再生可能エネルギー」ではない。したがって、「廃棄物発電」は再生可能エネルギーと同列で扱われるべきではなく、対策・施策から削除すべきである。
- ・ 再生可能エネルギーを普及させるためには、固定買取価格制度の導入を検討すべきである。

(電力事業における取組)(p.58-59)

- ・ 美浜原発の事故や東海村の事故は人為的なミスで引き起こされたものである。それにもかかわらず、定期検査期間の短縮を行えば、さらに大規模な事故が発生することが憂慮される。原発の安全性はもはや非現実であることを直視すべきである。したがって、p.59に記載されている原子力発電に関する文言は全て削除すべきである。
- ・ 石炭火力発電はCO₂排出原単位を悪化させるものであり、石炭火力発電所の削減計画を検討すべきである。
- ・ 電気事業者の取組に京都メカニズムの活用が明記されているが、これは大綱の施策のダブルカウントとなる可能性があり、削除すべきである。

2) 産業部門の対策・施策の強化 (p.59-61)

- ・ 経団連自主行動計画は単なる自主宣言であるから、その目標や取組内容の妥当性は何ら問われないうちに留意する必要がある。また、目標が不履行に終わっても何らサンクションを受けないことから、言いつばなしに終わる可能性が高いことも留意すべきである。
- ・ したがって、産業部門の削減を担保するために、自主行動計画を政府との協定へ制度を変更すること、省エネ法の抜本的な強化、炭素税・排出量取引の導入などの政策と

措置を盛り込むべきである。

3) 運輸部門の対策・施策の強化

(交通需要対策)(p.61)

- ・ 交通需要対策は都市計画、街づくり計画に直結するものである。具体的なモデルケースの実施を促進していくべきであり、その際、地方自治体の財源と権限の強化を盛り込むべきである。

4) 業務その他部門の対策・施策の強化

(建築物の省エネ性能の向上)(p.64)

- ・ オフィスビルの省エネ性能は建築物の断熱構造に大きく左右されることから、断熱基準の強化、法規制化などを実施すべきである。
- ・ オフィスビルに対して省エネ性能を一般に公表する省エネラベル制度を導入すべきである。

(コンビニエンスストアなどのエネルギー多消費型の業態における対策)(p.66-67)

- ・ コンビニは24時間営業が多いが、このことが国民のライフスタイルを夜行型へ変遷させた大きな原因と考えられる。したがって、店舗の深夜営業(23-6時)を原則禁止すべきである。
- ・ 床面積あたりのCO₂排出量の多い業種については指定業種とし、床面積あたりの規制基準を定めるとともに、店舗毎、チェーン毎の排出量公表制度を設けるべきである。

5) 家庭部門の対策・施策の強化

(住宅の省エネ性能の向上)(p.67)

- ・ 住宅の省エネ性能は、住宅の断熱構造に大きく左右されることから、断熱基準の強化、法規制化などを実施すべきである。
- ・ 住宅の省エネ性能を一般に公表する省エネラベル制度を導入すべきである。

(3) 代替フロン等3ガスの対策・施策の強化(p.72)

- ・ 代替フロンの使用禁止を基本方針とすべきである。とくに、すでに代替品が存在するスプレーは使用禁止が即時に可能である。HFC断熱材、冷蔵庫や多くの業務用冷凍空調機器などは代替品が開発されたものの、HFC冷媒、HFC等3ガスの使用禁止が必要である。
- ・ 残りについても、使用禁止にいたるスケジュールを明記し、カーエアコン、家庭用エアコンについても早期に炭化水素やCO₂など非フロン系の代替物質への転換を図るべきである。カーエアコンについてEUが代替物質への転換を打ち出したように早期に禁止すべきである。また、PFC、SF₆は少なくとも完全クロードシステムとし、漏洩規制基準を定め、開放系ラインや除害装置のついていない装置での使用を禁止すべきである。
- ・ 禁止までの使用抑制のため、フロン税を生産輸入段階で導入すべきである。中間生成

物に対しても課税し、副生成物が巨大な排出をもたらすフッ素系樹脂などについても、価格が上がるように制度設計すべきである。

(4) 吸収源の対策・施策の強化 (p.74-75)

- ・ 森林吸収は対策効果の根拠を示すべきである。
- ・ 森林保全と過疎地対策を組みあわせる視点が不可欠である。また、木質バイオマスの利用を促進するためには、林業の活性化が必要であり、現行の森林行政の大幅な見直しを含めて、中山間地域のあり方を具体的に検討すべきである。

(5) 京都メカニズムに関する対策・施策の強化 (p.75-77)

- ・ 京都メカニズムは、あくまでも国内対策に補完的であるという制約があることを想起すべきである。したがって、「国内対策によっても不足する削減量を定量的に埋めるために、京都メカニズムの活用によって獲得する必要があるクレジット量を大綱に明記した上で、本格的な活用策を講じていく必要がある」という文言は、無制限に京都メカニズムを利用できるかのような誤解を与えるので、削除すべきである。

5 . 対策・施策の実施体制

(3) 地域における対策の展開と地方公共団体の役割 (p.79-80)

- ・ 民生、運輸、エネルギー転換部門の排出削減は、地域が担うべき課題である。しかし、現在の地方自治体には計画の権限も財源も著しく不足している。したがって、「特に積極的な地方公共団体の取組については、補助を含め、国が積極的に支援することが適当である」という考え方には賛同でき、この内容をより具体的に記述すべきである。

6 . 追加対策・施策による削減効果 (p.81-82)

- ・ 環境省推計の前提条件などが全く明らかとされていないことから、その算定根拠などを明示すべきである。

以上